



平成 30 年 10 月 31 日

各 位

会 社 名 株式会社ディー・エル・イー
代 表 者 名 代表取締役 椎木 隆太
(コード番号：3686 東証第一部)
問 合 せ 先 執行役員 高倉 喜仁
(TEL. 03-3221-3980)

**平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長（再延長）及び
平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長申請に関する承認のお知らせ**

当社は、本日付で、企業内容等の開示に関する内閣府令第 15 条の 2 第 1 項に規定する有価証券報告書及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 17 条の 15 の 2 第 1 項に規定する四半期報告書の提出期限延長申請に関する承認を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主・投資家をはじめ、関係者の皆様には、ご迷惑とご心配をお掛けいたしますことを、深くお詫び申し上げます。

記

1. 対象となる有価証券報告書及び四半期報告書

- (1) 平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）
- (2) 平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）

2. 延長前の提出期限

- (1) 平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）
平成 30 年 11 月 1 日

（本来の法定提出期限は平成 30 年 10 月 1 日ですが、平成 30 年 9 月 28 日に公表いたしました「平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長申請に関する承認のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、提出期限の延長についてご承認をいただいております）

- (2) 平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）
平成 30 年 11 月 14 日

3. 延長後の提出期限

(1) 平成 30 年 6 月期有価証券報告書（自 平成 29 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 6 月 30 日）
平成 30 年 12 月 3 日

(2) 平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書（自 平成 30 年 7 月 1 日 至 平成 30 年 9 月 30 日）
平成 30 年 12 月 3 日

4. 今後の見通し

当社は、平成 30 年 10 月 30 日に公表いたしました「平成 30 年 6 月期有価証券報告書の提出期限延長（再延長）及び平成 31 年 6 月期第 1 四半期報告書の提出期限延長に関する承認申請書提出のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会の調査報告書の受領、会計監査人による有価証券報告書の監査及び関連する諸手続きを経て、延長後の提出期限であります平成 30 年 12 月 3 日までに有価証券報告書を提出する見込みであります。

以 上